

金沢地先埋立事業



村上 武

この計画は当初横浜国際港都建設総合計画<昭和41年5月発表>策定にあたって、まず根岸湾海面第2期<イ、ロ、ハ地区>の完成を早めるとともに金沢地先に都心再開発用地としての埋立地を造成し、土地利用の強化、公害防止などをはかるために市内に散在する工場を組織化させて収容することを目的として計画の中に組み入れられたもので、これにそって金沢地区埋立事業準備費<昭和42年度予算>として富岡町地先地質調査をするための予算が計上されたものであり、次いで逐年横浜東南部マイラー図作成、富岡町地先土質調査、富岡町地先水際線境界測量等を行なってきた。

したがってこの事業の計画は数年前からされていたのだが、なんと言っても埋立事業に要する費用が莫大にかかるうえに従来工場誘致の埋立地造成と異なり都心再開発用地造成のため、分譲土地代金の予納形式はとれず、工事費はすべて事前調達をしなければならないのでその財源確保に種々苦勞をし事業の決定は思うように進まなかった。そうこうするうちに民間会社数社が金沢地先に漁業権を有する富岡、柴、金沢、3漁業協同組合に対して埋立造成の同意を得べく内々に働きかけをしているとの情報が入ったので、その実情を調査したところ、確かにその動きのあることがわかった。もし会社が埋立造成をした場合、本市が計画した都心再開発は無になり50年、100年先を考慮した横浜市の住みよい町づくりは水泡に帰してしまうので、財源獲得に一層の努力をした。

幸いにしてドイツマルクの導入に成功したので、ここに金沢地先埋立事業として十分な検討を加え、議会の議決<昭和43年7月>を得て金沢地区埋立事業準備から本格的な事業の実施段階に入った。

以下事業の概要について説明する。

1・目的

都市の過密化による急激な人口増に対処し、接収地の部分的な解除のために都市計画が思うようにできなかった多年の都市問題の解決を図るため、計画的に秩序と調和のとれた都市づくりを進めて市民の誰もがよるこんで生活のできるすぐれた環境におく施策として都市再開発の構想に基づいて金沢地先埋立事業を実施するものである。

現在までの人口累増は、自然発生的な市街化をもたらして、都心部は商店、住宅、工場が無秩序に混在してしまい、それぞれの発育が阻害を受け、都心機能弱体化の傾向をたどっており、そのうえモータリゼーションは交通のゆきずまりを生じ、交通公害は増加し、人間優先か自動車優先か錯覚をおこすような状態で、一層生活環境の悪化を生じ、企業能率も低下している。このまま推移すれば横浜市は都市のスプロールに巻き込まれてしまう。そこでこのスプロール化を防止するのではなく、これを積極的に解消するため、このような都心部を業務地区や商業、住宅地域として理想的な形に配置換えをするとともに、都市施設を合理的に配置して商、工、住の混在をなくし、仕事のしよい、住みよい、繁盛する都市にするための都心再開発を行なう必要を生じた。

この都心再開発対象地域内に散在する工場数は、大小合わせて約2,000社、その面積は約300万平方メートルにおよび、この約6割に相当するものが移転を必要とすると推定される。このため埋立地を造成してこれら移転を必要とする工場等の移転可能なものをできるだけ移転させて、その跡地を有効利用するものである。そして埋立地には理想的な工場地帯にあわせ工場等で働く職員の専用住宅地帯を設け、住宅難、交通地獄等による労働力の充足に役立てることとし、また、市民の住宅

難にもこたえるため一般住宅地帯を建設することとした。

また埋立地には、根岸湾埋立、本牧埋立等によって市民の海に親しむ海岸線は逐次姿を消し、いままた最後に残った金沢地先海岸も時代の波にその容貌を変えなければならなくなったので、市民のいこいの場として自然美をたたえた海の公園をその中に設置することとして理想的な工場地帯、住宅地帯と合わせて金沢地先海面約660万平方メートルの埋立を実施することとした。

この埋立事業は前進する横浜の原動力であり、将来の市の骨格ともなる六大事業のうち最も重要な事業で、他の五大事業、高速鉄道〈地下鉄〉建設、高速道路網建設、港北ニュータウン建設、都心部再開発、ベイブリッジ建設の中核をなすものである。事業の完成によって造成地で生活する市民の足と海の公園にいこいの場として集まる人々の足として高速鉄道の必要性を生じ、工場用地と住宅用地を区分する50メートル道路は、東京湾湾岸道路の一環としての有効利用につながるとともに、高速道路網建設の一役をにない、海の公園の造成による観光資源の開発は、市内観光の一つとしての港北ニュータウンにスポットがあてられ、観光地としてもその建設効果を十分に発揮することとなる。都心部再開発については、その代替地として造成地が大きな役割を果たすことは言うまでもない。

この事業の埋立予定海面には、富岡漁業協同組合〈72世帯〉、柴漁業協同組合〈167世帯〉、金沢漁業協同組合〈169世帯〉が漁業権をもって、のり、貝の養殖を始め、底曳き網、さし網、一本づり等の漁業により生活を営んでいる。

また、この地区には漁港法による富岡、柴、金沢の3つの漁港、厚生省の横浜検疫所長浜措置場、米軍貯油施設等がある。

2・実施計画

本事業の対象区域とは、金沢区富岡町から乙鱸町に至る延長約7,000メートルの地先海面である。この面積は約660万平方メートル<約200万坪>、これは西区の629万平方メートルより大きい面積である。護岸延長は約8,000メートル、埋立に必要な土量は6,000万立方メートルである。

本事業は昭和43年度から昭和47年度までの5ヶ年継続事業で行ない、根岸湾側のハ地区隣接地より、富岡川の水路護岸まで、約200万平方メートルを1号地として分割施工をすることとした。

これは次の理由によるものである。

ア 分割施工は、事業の経済性を確保することができる。

イ 分割施工は、災害防止の利点があり、万一被災した場合にも被害を最少限に止めることができる。

ウ この分割施工により早期着工が可能である。この地区には厚生省の横浜検疫所長浜措置場、米軍貯油施設等があつて、これらの解決には相当の日時を要するので、これを待って着工するとすれば早期着工は困難になる。したがって、まずこれをおかずして分割施工することによって早期着工が可能となる。そして1号地の工事施工中、これらの問題を解決して逐次施工することとしたものである。

3・利用計画

ア 利用区分

埋立面積 約660万平方メートル<約200万坪>
内訳

・都市再開発用地 約430万平方メートル<約130万坪>

・住宅用地 約100万平方メートル<約30万坪>

・海の公園用地 約65万平方メートル<約20万坪>

・公共用地 約65万平方メートル<約20万坪>

イ 利用内訳

(ア) 都市再開発用地

都心部に散在する約2,000社以上の工場のうち

・都市機能上の障害となるもの

・集中協業化による効果の大きいもの

・金沢木材港の高度利用を図るもの

・その他都心にふさわしくないもの等を移転するための用地とするものである。

なお、この地域に必要な公共施設等をも整備し、各社協同による公害防除施設を設置して公害のない魅力のある工場地帯とする。

その他金沢区内の水洗化をはかる下水処理場を、また、鉄道、トラックターミナル等も設置する。

(イ) 住宅用地

造成住宅地に隣接する背後地区の強化、都心施設整備のため移転を必要とする住宅並びに臨海工場従業員の住宅用地を確保し、あわせて一般公共住宅をも考えることとしている。

計画人口は約17,000人~20,000人。

(ウ) 海の公園用地

都市の過密化に伴う市民生活阻害の解消と市民の要望にこたえるため、金沢地先埋立地の一部に海の公園及びレクリエーション施設等を設置して市民が海に親しむことのできるいい場所とするとともに、港湾から始まって工業をとり入れ、我が国三大都市の仲間入りにまで発展した横浜市の観光資源開発のために、港に着く観光団、各都市から本市を訪れる人々の足をとどめるような観光要素も十分にとり入れ、美しい自然をくみ入れた場所ともするものである。この海の公園は既存の野島公園を含めて構想をたてつつあるが、この公園には、海底開発まで言われている時代でもあるので、進んだ科学技術を導入して十分に海を味わえる施設を設置したいと考えている。海水浴場、釣舟センター、のり、魚貝類の観光的養殖、海女

のあわび、真珠取り、水族館、各種の貸船、遊覧船基地、ヨットハーバー等の建設、高速道路、高速鉄道の海中通過、海中遊歩道等可能なものはどんどん検討していきたいと考えている。幸い、金沢地先の海を生活の場としていて海の仕事に自信をもっている漁業協同組合の漁民の方々の協力があるので、この施設に必要な経験者の確保は容易に得られるものと思われ、また建設資金も民間資本の活用等も考えられる。

(二) 公共用地

工業地区と住宅地区の境界に幅員50メートルの幹線道路を設け、根岸湾臨海工業地帯の産業道路と結んで国道16号線のバイパスとし、将来は東京湾湾岸道路の一環として首都圏内主要都市と連絡し、首都圏内における本市の港湾、工業、観光、住宅都市としての流通機能を十分に発揮しうようにする。

また、区画割及び連絡路として幅員15~20メートルの主要道路及び埋立地内に緑を与えるための公園、グリーンベルト、学校等を設けることとする。

4・資金計画

この事業は、これまでの主として大企業を誘致する土地の造成とは著しくその性格を異にするものであるから、事業資金の調達についても、従来のように予納金等の前受収入を見込むことはできない。

したがって昭和43年度から昭和47年度までの総事業費<付帯設備費は含まない>412億8,910万余円のうち、先行投資となる288億円は起債によって調達し、残額は逐次完成埋立地の売却代金をもってまかなうこととしている。

なお、この起債の各年度別発行の予定額は、昭和43年度90億円、昭和44年度90億円、昭和45年度90

億円、昭和46年度18億円となる見込みで、多額なために国内債ではまかないきれないため外貨債を考え、すでに昭和43年度及び昭和44年度分についてはマルク債によりそれぞれ1億ドイツマルク<98億円>の起債を行なった。

5・漁業補償の交渉経過

金沢地先を埋立てるためには港湾を管理している港湾管理者と、神奈川県知事の許可を必要とする。この許可を得るための申請には、この水面で権利をもって仕事をしている者の同意を得なければならないこととなっている。

したがって、この同意を得るためには権利に対する補償が必然的におきてくる。そこでこの水面で区画漁業権、共同漁業権の許可を得て漁業を営んでいる富岡漁業協同組合、柴漁業協同組合、金沢漁業協同組合と同意を得るための補償交渉がもたれることとなった。

3漁業協同組合の概況は、別表のとおり。

昭和43年7月25日横浜市議会の議決を得、金沢地先埋立事業の決定をみたので、翌26日3組合役員に対して事業計画の説明をし、引続いて漁業関係機関<県水産課、県漁業調整委員会、県漁連、県信漁連、内湾漁業振興協議会、県漁業指導協会>に協力方を依頼した。

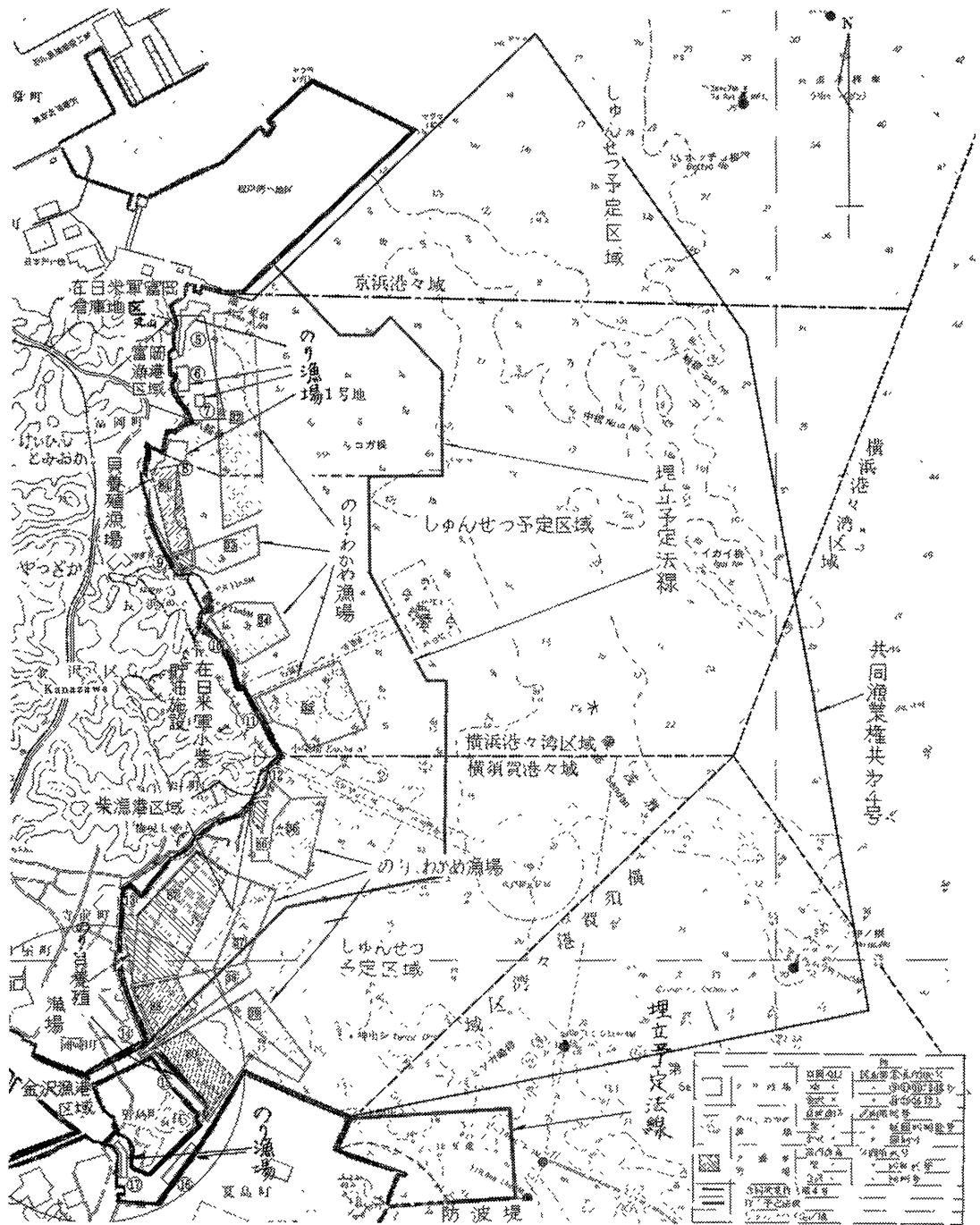
次いで3組合役員に具体的な補償方針の説明を行ない、交渉体制を固めるよう要請したが、9月に入り3組合毎に総会が開かれ、3組合合同会議の結果埋立反対の3組合連名による文書が市に対して提出された。そこで本市としても極力この事業の必要性和将来の内湾漁業の見通し等について説得を重ね、3漁業協同組合の全組合員が出席して「市長から話しを聞く会」を開催することとなり、11月市長から全組合員にこの事業についての詳細説明がなされ、協力依頼をされた。この市長

金 沢 区 内 3 漁 業 協 同 組 合 概 況

昭和45年6月1日現在

組合名		富岡漁業協同組合	柴漁業協同組合	金沢漁業協同組合	合計
組合長名		青木庄次郎	小山寛治	鈴木金太郎	
組合員数		95人	167人	196人	458人
世帯数		72世帯	167世帯	169世帯	408世帯
家族数		359人	904人	818人	2,081人
保有動力漁船数 <ベカは含まず>		65隻	127隻	157隻	349隻
区画 漁業 権	のり及び のり、わかめ 免許号数、面積	区第 5~ 8号 548,436 m ² 区第 32号	区第 9~13号 1,348,603 m ² 区第33~37号	区第14~17号 613,989 m ² 区第38, 39号	2,511,028 m ²
	貝漁場 免許号数、面積	区第 84号 102,300 m ²	区第85~87号 366,700 m ²	区第88, 89号 237,350 m ²	706,350 m ²
共同漁業権漁場面積		共第4号<3組合共有> 24,265,000 m ²			
主たる漁業		のり養殖, わかめ養殖 小型底曳網, 刺網 潜水器, 柵網 小型まき網, 採草	のり養殖, わかめ養殖 小型底曳網, 潜水器 小型まき網, 柵網 刺網, 採草	のり養殖, わかめ養殖 はえ網, 一本釣 小型まき網, 柵網 採草	
主たる漁獲物		のり, わかめ, あさり, 平貝, 赤貝, いたら貝, しゃこ, 車えび, すずき, たい, かれい, あなご, あいなめ, いわし, きす, こはだ, ぼら, なまこ			

金沢地区関連漁業権図



からの依頼に対して、富岡漁業協同組合並びに金沢漁業協同組合の2組合は12月に交渉委員を選出し、補償交渉の場にのぼったが、柴漁業協同組合は交渉委員の選出が遅れ、話し合いは難航した。本市としても3漁業協同組合が共同漁業権をもっているために1つの組合でも残しての妥結はできないので、全力をあげて柴漁業協同組合の体制作りに入った。幸い市長の再度の柴漁業協同組合全組合員に対する説得によって昭和44年12月対策委員としての委員が選出され、ここに3漁業協同組合の漁業補償交渉体制が整い、具体的な交渉に入った。そして昭和45年2月3漁業組合とも大綱の妥結に達し、組合総会において埋立の同意が議決され、本市との漁業補償に関する覚書が交換された。

しかしながら残存漁場の高度利用と工事工程とのからみ、組合員の転業対策等、その解決をみなければ工事着工はできないので、その詳細についての協定のため引続いて交渉がもたれていたが、3組合とも5月が組合役員の改選時期にあたり、改選と改選後の交渉委員再編成のできるまで、正式交渉はしばらく中断せざるを得なくなった。

富岡漁業協同組合については、役員の大きな変動はなかったが、柴漁業協同組合については、組合長が替わり交渉委員の編成に相当の日時を要し、6月下旬になって交渉委員の選出を完了した。その後富岡、柴漁業協同組合とは交渉が急速に進み工事工程、残存漁場の利用等について協議した結果、富岡漁業協同組合は9月17日3組合共通事項〈埋立地譲渡、交渉経費、職員退職金等〉を除き詳細協議が成立、9月19日に内金の支払いを行なった。一方柴漁業協同組合とは、残存漁場の利用、転業対策等の問題を中心に話し合いが進められ、11月4日3組合共通事項を除き詳細協議が成立、11月13日に内金の支払いを行なった。他方金沢漁業協同組合においては一部の組合員が補償金

額に不満を示し、そのうえ本市との大綱妥結直後住友重工のドック建設に伴う補償金の問題が起り加えて最近の汚水問題により組合運営に支障をきたすなど、本市との詳細協定の話し合いがなかなか進展しない状態にあったが、富岡漁業協同組合及び柴漁業協同組合との詳細協議がまとまり、内金支払いが行なわれたことから、金沢漁業協同組合の組合員の相当数が補償金の早期受領を強く希望しはじめたため、組合役員も急きよ市との話し合いをまとめる意向を示し、11月18日の市長との会見を機に内部の意見調整に乗り出し、同月19日組合の委員会において「今後の市との交渉は役員に一任する」との結論が出されたので、市との交渉が再開され、漁業組合から早期妥結の希望が強く出されたので、間もなく詳細協議がととのうものと思われる。

したがって金沢地先埋立事業も昭和45年12月において、準備完了となる。

金沢地先埋立事業は、横浜市都市問題の解決を図る最後の代替用地の造成事業であるので、事業の進展と並行して各種行政計画を進めなければならない。まず漁業協同組合の協力によって、この事業が成り立つ関係から、先祖伝来海で生活を営んでいた漁民の生活再建の指導には十分意を用いることが大切であって、そのために横浜市漁業問題対策審議会条例を制定し、農政局に転業対策室を設けて埋立事業局と一体となり、漁民の今後の生活について不安のないよう鋭意努力をしている。今回の埋立造成は従来の工場誘致のためではなく、都心再開発を目的としているので、造成地背後の整理はもちろん、都心部における生活環境整備のために理想的な新しい町づくりを推進しなければならない。それには造成地の町づくりについて、再開発用地にはどんな種類の工場をどの辺に移設したらよいか、公害防除の方法はどうか、公

共設備はどうあるべきか、住宅用地については学校、消防、警察等をどうあてはめていくか、道路網についてはどのようにしたら利用価値があるかなど、また都心部については、工場等移転後環境の良い新しい町づくりの都市計画をどのような形にしたらよいかを都心部並びに金沢地区の広大な地域が再開発対象になる関係上、市民の意見も「市長への手紙」「市民の声」によって数多く寄せられているので、これら建設的な意見も十分汲み入れながら早急に検討し、決めなければならない。

そのため本市では金沢地先埋立事業による市街地の工場移転と、その跡地利用について基本方針を定め、これに関連する事業として漁民転業対策事業、工場等移転事業、跡地利用事業、再開発事業、公害防止事業、基幹都市施設整備事業を策定して、関係各局が一丸となってプロジェクトチームの偉力を最高に発揮し、よりよい環境のだけれども住みたくなる都市再開発のために鋭意努力を重ねている。

〈昭和45年12月記〉

〈埋立事業局 管理部長〉

編集部から——金沢地先埋立事業は本年〈昭和46年〉3月15日に起工式を開催、本格的工事に着手することになった。